

商品概要説明書

大口定期貯金

(JAバンク退職者向け金利上乗せ定期貯金)

(平成30年3月1日現在)

商品名	・退職金定期貯金 My Life (マイライフ)	・退職金プラス年金定期貯金 My Life プラス (マイライフプラス)
ご利用いただける方	・退職金のお受取りから1年以内*の個人 ※3ヵ月もの限り、「退職金のお受取りから7ヵ月以内」となります。	・退職金のお受取りから1年以内*で次のいずれかに該当する個人 ①JA年金受給者またはJA年金受給予約者 ②JA給与振込指定者 ※3ヵ月もの限り、「退職金のお受取りから7ヵ月以内」となります。
期間	・定型方式 3ヵ月、1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとなります。	
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上退職金支給額の範囲内とします。 ただし、新規のお預入れに限り300万円まで退職金以外からの受入れを可とします。 ・1円単位	
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間3ヵ月 預入時の大口定期貯金3ヵ月ものの店頭表示利率に年1.50%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・預入期間1年 預入時の大口定期貯金1年ものの店頭表示利率に年0.20%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、継続日におけるこの定期貯金の店頭表示金利となります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利については窓口でお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間3ヵ月 預入時の大口定期貯金3ヵ月ものの店頭表示利率に年2.00%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・預入期間1年 預入時の大口定期貯金1年ものの店頭表示利率に年0.25%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、継続日におけるこの定期貯金の店頭表示金利となります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利については窓口でお問い合わせください。
手数料	-	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。 	
預け替え	<p><預け替えを可とする場合></p> <p>「My Life」「My Life プラス」から、「My Life」「My Life プラス」への預け替えはできません。ただし、「3ヵ月もの」に限り、初回満期日以降、1か月以内に「My Life」「My Life プラス」1年以上への預け替えは可能です。(預け替え金額には利息も含まれます。)</p>	

中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、大口定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。 	
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 	
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：059-354-8865）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、三重県農業協同組合中央会が設置・運営する三重県JAバンク相談所（電話：059-229-9104）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または三重県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※ ※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記三重県JAバンク相談所にお申し出ください。</p>	
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱いを中止」することがあります。 ・窓口のみでのお取扱いとなります。 ・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・申込時には、原則、「退職所得の源泉徴収票」など退職金受取金額および退職日が確認できる書類（写）をご提示いただきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期貯金の預入期間中は、当JAで継続して年金または給与をお受取り頂くことが条件となります。 ・年金受給予約の場合は、受給開始後は当JAで年金をお受取りいただくことが条件となります。 ・本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱いを中止」することがあります。 ・窓口のみでのお取扱いとなります。 ・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・申込時には、原則、「退職所得の源泉徴収票」など退職金受取金額および退職日が確認できる書類（写）をご提示いただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。